

滋 障 福 第 2 3 2 号
令和7年(2025年)2月17日

就労移行支援事業所長 様
就労継続支援A型事業所長 様
就労継続支援B型事業所長 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

就労系サービスの在宅でのサービス提供について（通知）

平素は、県障害福祉行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、就労系サービスについて、在宅でのサービス利用（以下「在宅ワーク」という。）の要件の見直しがありました。在宅ワークについて、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するための取扱いです。

昨今、在宅ワークを希望する利用者が増加する一方、サービスを提供する事業所の中には不適切な支援を実施する事業所が見受けられるところです。

つきましては、適切な在宅ワークの提供に資するため、各市町と協議を行い、在宅ワークの基本的な取扱いを定めましたので、御確認のうえ御対応いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、各市町において運用が異なりますので、支給決定市町の取扱いを必ず御確認ください。

滋賀県 健康医療福祉部
障害福祉課 企画・指導係 高阪
Tel : 077-528-3544
Mail : ec0002@pref.shiga.lg.jp